

第 10 回

岩手中部水道企業団議会議定例会

会 議 録

平成 29 年 10 月 20 日 開会

平成 29 年 10 月 20 日 閉会

岩手中部水道企業団

第10回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 平成29年10月20日 (金曜日) 午後2時58分

2 閉会 平成29年10月20日 (金曜日) 午後4時25分

3 議事日程

日時 平成29年10月20日 (金曜日) 午後3時00分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告
について

第7 議案第8号 平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算
の認定について

第8 議案第9号 岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護
条例の一部を改正する条例

第9 議案第10号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例

第10 議案第11号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例

第11 議案第12号 平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

第12 議案第13号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員(12名)

1番	松田	昇君	2番	高橋	修君
3番	菊池	勝君	4番	平野	明紀君
5番	若柳	良明君	6番	高橋	勤君

7番	伊藤源康君	8番	佐藤恵子君
9番	佐々木純子君	10番	鷹木嘉孝君
11番	八重樫善勝君	12番	武田勝君

6 欠席議員（なし）

7 会議録署名議員

8番	佐藤恵子君	9番	佐々木純子君
----	-------	----	--------

8 説明のため出席した者

企業長	高橋敏彦君
副企業長	上田東一君
〃	熊谷泉君
〃	及川義明君
監査委員	本田潔君
〃	戸來喜美雄君
局長	菊池明敏君
総務課長	佐藤三千代君
経営企画課長	高橋誠雄君
給配水課長	高橋卓也君
工務課長	及川賀生君
浄水課長	小田島敏之君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	齋藤賢也君
花巻市市民生活部長	細川祥君
紫波町建設部長	柳澤徹君

10 職務のため議場に参加した職員

書記 (総務課課長補佐兼総務係長)	久保田幸喜君
----------------------	--------

午後 2時58分 開会

○議長（武田 勝君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第10回岩手中部水道企業団議会定例会を開催いたします。

午後 2時58分 開議

○議長（武田 勝君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

8番佐藤恵子議員、9番佐々木純子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたします。

日程第3 業務報告

○議長（武田 勝君） 日程第3、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第10回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、業務報告を申し上げます。

初めに、企業団職員の官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪についてですが、8月16日の起訴、9月1日の追起訴を受け、10月11日に初公判が盛岡地方裁判所において開かれました。公判の内容ではありますが、被告人は起訴内容を全面的に認めたところであり、検察側は論告において犯行は常態化していたとし、懲役1年6カ月を求刑し、弁護側は執行猶

予つき判決を求め、即日結審したところであります。判決は、23日に言い渡されることとなっております。

この公判内容を受けまして、職員の処分を行いましたので、あわせて御報告申し上げます。被処分者は、課長補佐級職員、局長級職員及び課長級職員であります。課長補佐級職員は、前述した被告人であり、公判において容疑を認めたことから、地方公務員法第30条、第32条、第33条及び第34条の規定に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第2号の懲戒処分の規定により免職するものであります。

局長級職員及び課長級職員は、職員の指導監督や業務の執行管理を行う立場にありながらこのような不正事案の発生に至ったことは監督不行届があったことであり、地域住民に不審の念を抱かせ、企業団の信用を失わせるという行為は地方公務員法第32条及び第33条の規定に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、局長級職員は減給10分の1、1カ月、課長級職員は戒告のそれぞれ懲戒処分をしたところであります。

本件につきましては、私も企業長としての責任を重く受けとめ、今年度の企業長報酬を全額受けないこととする議案を本議会に上程しているところであります。

また、再発防止に向けた取り組みといたしましては、昨日第1回の不正事案再発防止委員会を開催し、内部監査における監査項目、問題点、原因等について御意見をいただいたほか、内部監査実施後に第2回の委員会を開催することを確認したところであります。

次に、危機管理センター整備基本計画の策定についてであります。当計画は岩手中部水道企業団危機管理センターの整備を目的として企業団の危機管理体制の現状や課題を把握し、課題解決のための方向性を検討した上で危機管理センターの整備基本計画を策定するものであります。策定に当たっては、本年3月に業務委託として発注し、現在危機管理センターに必要な機能、施設、集中監視システムの基本計画等について構成市町と協議を重ねているところであり、年度内に計画を取りまとめたいと考えております。

次に、本年度の水道広域化促進事業の進捗状況について申し上げます。本事業は、当企業団の水道ビジョンに掲げる水道施設適正化事業により必要な施設を整備する統合関連事業と、耐用年数を超過した水道施設を更新する経年施設更新事業の2事業から構成されております。本年は、13億1,598万円の補助金内示を受け、順次工事を発注しているところであります。9月末現在では、統合関連事業は予定していた19件のうち18件が発注済みでありますし、経年施設更新事業は同じく41件のうち27件が発注済みとなっております。残る事業についても準備が整い次第、発注を進めてまいります。

今後の工事施工に当たりましては工事の安全に万全を期し、年度内の完成を目指してまいります。

以上を申し上げまして業務報告とさせていただきます。

○議長（武田 勝君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） ただいま職員処分問題とあわせまして、再発防止に向けた委員会の設置についても報告がありました。これは、9月5日付けの文書で官製談合防止法違反に係る経過と対応についてということで各議員宛てに書面をお送りいただいております。その中に再発防止委員会の委員の名簿もいただいております。この名簿を見ますと関西あるいは東京方面の関係者の方なども委員として委嘱をされるようでありますけれども、この委員の選任、選考に当たっての何かそうした経過といたしますか、そうしたこの方々の選任に至った経過といたしますかについてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

と申しますのは、この企業等の不祥事における第三者委員会のガイドラインについては、弁護士連合会等で多分ガイドラインを定めているところなどもあるようではございますけれども、今回のこの再発防止の委員会に当たって、関西からこちらのほうにおいでいただくとすると、それなりに費用弁償等も発生するかというふうに思うのですけれども、そうしたことでそのような委員の選考というふうなことの合理性ということをちょっと感じなかったものですから、そのところでその経過についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） お答えを申し上げます。

4人の方々につきましては、きのう第1回再発防止委員会を開きまして、委員長を石原俊彦公認会計士と、関西学院大学教授でございますが、を選出させていただきました。それから、2番目に日本の最大手であります監査法人トーマツのパブリックセクターの幹部であります世羅公認会計士ということで、それから当企業団の顧問弁護士であります石川弁護士、それから日水協の中で一番この事案に関して適任だという御推薦をいただいていた日水協の佐藤委員ということで、石原先生につきましては内部統制、監査の部門では総務省の委員なども歴任されており、この監査、内部統制の関連では日本の第一人者と言われる方でございます。また、世羅公認会計士につきましては、最大手でありますトーマツ監査法人のパブリックセクターという公的部門のほぼ幹部ということで、非常にこういった事案について造詣が深いと、こういうことで、当企業団としましてはこの事件につきましては非常に重く受けとめているといったところから、一番の深いところまできちっと知見のある人を選んで、これを非常に重大事とし

て全く再発をさせない、もしくは根本的な、全国的に恥じないというか、全国的にまさにこの事案を糧に、トップの契約なり、そういう談合なりに関する対策をとろうということでの選任でございます。

○議長（武田 勝君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（久保田幸喜君） 現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計平成29年1月から平成29年8月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（武田 勝君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 5番若柳良明でございます。通告に従い、順次質問してまいります。答弁についてよろしくお願いいたします。

1件目、危機管理センター整備基本計画についてであります。危機管理センター整備基本計画は、今年度中に策定されることになっており、骨格が固まりつつあると存じますので、現在の状況で構いませんので、お伺いをいたします。

1点目、危機管理センターの施設の内容及び規模について。

2点目、危機管理センターの業務内容について。

3点目、危機管理センターと現在の事務所との機能分担について。

2件目、官製談合防止法違反事件についてであります。これにつきましては、先ほど業務報告がありました。質問通告しておりましたので、質問いたします。答弁につきましては、簡略化いただいても構いません。

1点目、官製談合防止法違反事件に係る経過について。

2点目、職員休暇中の職員体制、支援体制についてでございます。職員休暇中は、東和事務所についてどのような支援体制をとっているのか、また課題等についてはどんなことがあったのか等についてお尋ねをいたします。

3点目、官製談合防止法違反事件に係る職員の処分について。これについては、先ほど業務報告でしっかりと報告いただきましたので、答弁は割愛していただいて結構でございます。

4点目、再発防止対策について。再発防止対策の取り組みとして、内部監査の実施、これについてはどの程度進捗しているのかどうか。

5点目として、中部水道企業団不正事案再発防止委員会（仮称）の設置ということでありまして、既に設置し、きのう会議も行ったようでありまして、今後のまとめていく方向性等についてお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 若柳良明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、危機管理センター整備基本計画について申し上げます。まず、危機管理センターの整備の考え方ですが、震災以降、注目されているBCP、いわゆる事業継続計画の考え方により、非常時であっても必要な事業を継続できる機能を有していることを基本としております。

危機管理センターの施設の内容及び規模についてであります。これまで危機管理体制の構築につきましては平成26年2月議会において危機管理を含めた品質マネジメントシステムの構築に取り組むこととし、同年10月に危機管理体制の構築を含めた水道事業マネジメントシステムを策定したところであります。このマネジメントシステムに基づき、危機管理の拠点として平成27年10月には藤沢配水池隣接地に危機管理センター用地を取得しております。平成28年3月には、岩手中部水道企業団水道ビジョンを策定し、実施施策として危機管理体制の強化、そ

してその主要な取り組みとして危機管理センターの整備を掲げており、今年度は基本計画を策定することとしております。

基本計画は、本年3月に業務委託として発注し、構成市町と協議をしながら検討を重ねているところであります。これまでに構成市町と2回の会議を開催しましたが、その内容は震度6強の地震災害の被害を想定し、企業団の現状を検証した上で、危機管理センターに求められる機能を検討し、基本計画を策定するものであります。この計画は、施設基本計画、集中監視システム基本計画、概算整備費、組織基本計画等で構成される予定であります。

危機管理センターの施設の内容につきましては、分散した施設の運用状況を把握する集中監視システム、非常時の職員及び応援事業体等の参集に対応できる執務、待機、会議等のスペース、水質検査センター、非常用電源設備、車庫、備蓄倉庫などを考えております。

規模につきましては、敷地面積は8,789平米となっておりますが、施設規模については事業費との調整を図りながら現在慎重に検討しております。

次に、危機管理センターの業務内容についてであります。通常時は品質管理本部として技術管理者を中心に工事及び設計、浄水及び水質検査部門、そして配水管等の維持管理業務を行い、水道の品質管理を徹底したいと考えております。非常時は災害対策本部を設置し、統一された指示、命令系統のもと、浄水班、工務班、給水班、広報班、総務班を編制し、必要な応急復旧対応を行いたいと考えております。

次に、現在の事務所との機能分担についてであります。現在の花巻市交流会館にある事務所は、花巻市の御厚意によりお貸しいただいているところであります。継続してお貸しいただけるのであれば、通常時のお客様サービスに係る部門の営業本部として機能させていきたいと考えております。

具体的には、水道料金業務を統括するセンター機能を設けたいと考えております。また、これまでと同様に給水装置工事申し込み窓口、花巻市、紫波町の非常時の初動及び漏水修理等の対応を行う維持管理部門を置き、サービスを維持してまいりたいと考えております。

以上、危機管理センター整備基本計画については、現在の検討状況を申し上げましたが、今後さらに協議を重ねながら成案をつくってまいりたいと考えております。

次に、官製談合防止法違反事件についての御質問にお答えいたします。初めに、官製談合防止法違反事件に係る経過についてであります。事件の内容は平成29年6月27日、企業団が執行した東和地区水処理設備保守点検業務委託及び東和地区電気計装機械設備保守点検業務委託の指名競争入札に関し、元企業団職員が指名業者名と設計金額の情報を漏らし、その業者に落

札させ、公正な入札を妨害したというものであります。元企業団職員は、前述2件の指名競争入札に関し、官製談合防止法違反で7月27日、8月16日に逮捕され、8月16日、9月1日にそれぞれ官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴されました。

当企業団では、8月16日の起訴を受けまして、同職員に対し、9月1日付けで休職の分限処分をしたところであります。10月11日に初公判が盛岡地方裁判所で開かれ、被告人は起訴内容を全面的に認め、検察側は懲役1年6カ月を求刑し、弁護側は執行猶予つき判決を求めて即日結審いたしました。判決は、23日に言い渡されることになっております。

次に、職員休職中の職員体制についてであります。東和事業所の29年度当初の体制は、正職員1名、非常勤職員2名の計3名体制でありましたが、現在は正職員不在の2名体制となっております。東和事業所の主な業務は、事業所管内の水道施設の維持管理であります。その業務のうち浄水等施設関連については浄水課、管路関連につきましては給配水課がそれぞれ対応しているところであり、日常の点検管理は従前のおり非常勤職員が行っている状況であります。

次に、再発防止対策についてであります。再発を防止するための具体的方策を検討するため、不正事案再発防止委員会を9月20日に設置し、第1回委員会を10月19日に開催いたしました。委員会では、各委員から内部監査における監査項目、問題点、原因等について意見をいただいたほか、内部監査実施後に第2回の委員会を開催し、再発防止に向けた具体的方策について検討することを確認したところであります。

また、企業長を監査官とした内部監査を実施し、改善計画書を策定し、その計画を確実に実行することにより再発防止に努めてまいります。

以上であります。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） それでは、再質問をさせていただきます。

危機管理センターの事務室の広さは、どれくらいの規模を、何人規模の職員を想定して考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えをいたします。

今現在企業長からの答弁もありましたように、構成市町と協議中でありまして、まだ2回の協議ということで、まだまだ協議していかなければならないなというふうに思っております。

それで、今御質問のあったどのくらいの広さ、あるいは何人規模のものを収容するのかとい

うことですが、当企業団の考えているところを今申しますと、今現在企業団の正規職員が72人ですので、正規職員がいざとなったときに入る、収容できるキャパシティーといえますか、そういったものをまず想定したいなというふうに思っております。今正規職員72人、それから臨時非常勤を合わせますと90人規模なのですが、正規職員の部分の容量を、今企業団としてそのように考えている。その心は、危機管理センターと、それからこの交流会館と両方に事務所といえますか、拠点が存在するわけですが、営業本部が被災された場合に、その事務、執務がとれないという場合も想定されるかと思っておりますので、そのときにはセンターのほうに行って最低限の執務をするような環境も準備しなければならないと思っておりますし、また逆の場合もあるかと思っております。危機管理センターがだめになって、そういった場合にも執務をとる場所がないといったことも考えられますので、そのときには営業本部のほうにできるだけ人的な部分で移動しまして、いずれ滞りないような水道の事務をするために、そういうふうにバックアップといえますか、そういったことを考えたいなというふうに思っております。

御質問の答えをもう一回話しますが、危機管理センターにつきましては正規職員を受ける、そういった体制の中で容量を考えたいなというふうに企業団としては思っております。

以上で終わります。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 事務室の広さについては、正職員全員、あるいは臨時職員も含めて90名ぐらい収容できる規模を考えているということでした。

それから、会議室等も当然準備すると思っておりますけれども、会議室の考え方はどうなっていますでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） まず、ちょっと訂正させていただきますが、危機管理センターの人員といえますか、収容の部分につきましては正規職員の今現在72人なのですが、正規職員が入る程度のものを考えておりますということで、臨時非常勤は想定はしてございません。

それから、会議室についてですが、会議室につきましては面積等もまだ具体的にお示しできる段階ではございませんが、考え方として普通の事務、執務をとる会議室は数個ぐらいは欲しいでしょうし、そして何よりも議会を開催しなければならないというふうに考えてもおりますので、そういったのを兼ねたような会議室を想定してございます。

また、非常時には、応援事業体が来るということで、その休憩する場所とか受け皿も必要に

なっておりまして、そういった部分で会議室を開放してそれに充てたいというふうにも考えております。

面積については、ちょっと今お示しできるような段階には来ておりませんので、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 会議室は、ある程度応援態勢の部分もあるからということ、それから議会も開ける会議室も準備するということなようです。

それから、総額で事業費はどれくらいを見込んでいましたでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） これもまだまだ詰めていかなければならない大切な問題でございます。企業長答弁にもありましたように、これは本当に慎重に進めていかなければならない大きな問題でありまして、前回の議会でもお話ししましたように、もちろん企業団も経営にかかわってくる問題でございますので、危機管理センターつくって本来の水道事業ができなくなるくらいの財政難というような危機になりますと大変なことが生じますので、その辺のところで慎重に財政の分を含めまして、規模については検討しているところで、事業費についてはこれから詰めていかなければならない部分、規模も含めて当然ありますので、まだまだお示しできる段階ではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） こういう事業を行う場合、国からの補助金はないのではないかと考えますが、それでよろしいでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） この危機管理センターですけれども、基本的に水道ビジョンにも計画としてのっているのですけれども、それは単独で行うと、いわゆる起債も含めての単独で行うという水道ビジョンの財政計画になっております。やはりこういう危機管理の施設につきましては、補助というメニューがなかなか見当たらないということがあります。ただ、そのある施設、ある部分につきましては、補助が充てられないかという研究は今後していかなければならないというふうに思っておりますが、現在の中では、補助事業という考えがあればいいのですけれども、ちょっと見当たらないということで認識をしております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） ということは、ほとんど借入れ等によって対処していくということ

でありますけれども、相当慎重にしなければならないということを感じております。

いずれ全員が入れるくらいの、70人程度が入れるくらいの事務室を設けて、会議室、議会もできるということになると、やはりこの事務所とのかかわりが特に出てくると思いますけれども、万が一のそういう非常事態のときのことを考えてということでありまして、この事務所との機能をどう分担していくかというのが大事かと思っておりますし、例えば危機管理センターに危機管理センター長というような任務の方を配置すると考えているのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 組織構造といいますか、そういった部分についてもまだまだこれから検討していかなければならないのですが、想定されているのは品質管理ということでございまして、工事、設計、それから配給水等の維持管理もそこに、花巻の交流会館にも設けますけれども、そういったものもある。それから、浄水、それから水質検査センターも設けてはどうかというふうなことも考えております。そういった中で、そこを管理する部分につきましては、やはり水道を熟知した識見がある、いわゆる水道技術管理者、その技術管理者をトップに考えているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） それでは、例えば局長が現在ここにおいて、事務の最高責任者ということなのですが、局長は危機管理センターに行くことになるのですか、それともこの事務室に残ることになるのですか。どういう考え方なのでしょうか。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 現時点では、両方とも拠点だということに考えておりますので、実際にはその状況を見ながら両方を管轄するということになると考えております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） いずれにしても危機管理センターを置くということだけれども、結局はどちらも局長が責任者として配置になるのかなというはっきりしていない部分もあるようでありまして、いずれにしてもこういうことを考えると危機管理センターの整備と言いながら結局は事務所の移転にかかわってくるような部分を含んでいるのではないかと考えますが、その辺についてはどういう見解になるのでしょうか。そうではないということでしょうか。それにやっぱり類したのものになるという考え方なのでしょうか。この辺の見解をお尋ねをいたしま

す。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えを申し上げます。

事務所の移転ということについての御質問ですけれども、いずれ今御説明ありましたように、この営業本部、そして品質管理本部ですか、そういったところで1つの企業団が2つに機能分担したという考え方でございます。したがって、事務所の場所とかについては当面花巻市の葛、この中で事務所という位置づけにしたいというふうに考えてございますので、変更は当面ないというふうに認識してございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） それでは、ここの事務所に危機管理センターができた時点では、スタートする時点では、この交流会館には何人ぐらいの職員が残り、先ほど水道料金業務総括センターとか、あるいは給水装置の工事の申し込み窓口、あるいは配水管維持管理の業務が残るといようなこととお話を聞きましたけれども、説明がありましたと思いましたが、何人体制でというふうに考えているのですか、お尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えをいたします。

再三申し上げているとおり、これから検討していかなければならない大きな課題だなというふうに思っております。水道料金の統括センターにおきましても、これはいわゆる今民間に委託している業者さんがここに入って営業センターということで集約して一つの拠点をつくるという考え方でございますのは、相手にまだ正式に交渉しているものでもございません。私どもの企業団の希望ということで今考えている段階でございますし、それから給水工事申し込み受け付けとか給配水管の維持管理の部分につきましても今お話しできることは、サービスの低下を招かないように必要な人数を措置するという程度のものしか、申しわけございませんが、お話しできないのかなというふうに思っております。

まだ2回しか構成市町と協議してございませんけれども、これから協議を重ねて、そして進めていきたいと、まとめてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） ここの企業団を設置する際に、現在の事務所を設置するときですか、地域の中心地であるということで、サービスが均等にできるということで、ここに事務所を置

くということで、当面という言い方をしておりますけれども、そのように理解しております。いずれにしても紫波町なり大迫地域、石鳥谷、ここより北の部分については当然北のほうであっても十分サービスできる体制になっているかと思っておりますけれども、危機管理センターのほうに職員が相当数常駐するような形になれば、どうしてもこちらの北のほうのサービスが低下するのではないかという懸念があるわけでありましたが、その辺については今後検討するようでありますから、しっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても計画を今からつくるということなのですから、用地は既にお買ひしている。普通は、こういう計画をつくって、ではどのくらいの面積の規模が決まってくる、そして面積が決まってくる。その中で、土地がどのくらい必要かというようなことが決まってくる順序かと思ひますけれども、前にも指摘しておりますけれども、先にもう用地をお買ひしてしまつていてというようなことで、どうもここは逆なのではないかというふうにお考へるわけでありまして、この辺の経緯はまだよく理解していないのですが、どういうふうにお理解すればいいのか、その辺は通常こういう組織では、そういう計画ができて、どういうものをつくるか、そういうことが決まつた段階で用地がどれくらい必要だということでお用地をお購入するのではないかと思ひますけれども、先に用地をお買ひしてしまつたところというのはどうも疑問が残るわけでありまして、この辺の見解についてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） この利用地の取得経緯につきましては、前の議会の全員協議会の資料にもございますが、当初は統合浄水場をあそこにつくるという前提でそこに計画したわけでございますが、その際に統合浄水場というのはそこが危機管理の拠点施設を設ける場所でもあるということの説明の中で予算を議決していただいたところでございます。その後、水需要の変化によりまして、統合浄水場の処理能力については減少したということがございまして、統合浄水場については建設はしなくてもいいだろうということで、これも説明はしておりますけれども、そういう中で統合浄水場の建設については中止したという経緯がございまして、

ただ、前にもお話ししておりましたとおり、そこは危機管理の拠点を設ける場所でもあるのだと。なぜならば、藤沢配水池というのがあそこにおございまして、その配水池には3つの浄水場から水が集まってくるという特殊なといいますか、特徴のある配水池なものですから、そこが危機管理の拠点であるという認識をとつての説明をしていたところでございます。

したがひまして、統合浄水場がなくなつても危機管理の拠点であるその場所に危機管理の、名前の的には危機管理センターというふうになります、危機管理センターの用地として取得を

したというのが経過でございます。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 2件目の官製談合防止法違反事件に係る部分でありますけれども、いずれ正職員が1名、それから非常勤職員が2名ということの体制だったわけでありましてけれども、こういう少ない人数の中での配置だから、やむを得ない部分もあったと思っておりますけれども、この勤務体制というのは今考えてみてどうだったのかという質問でございます。いかがでしたでしょうか。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） この件に関しましては、正職員1名ということで少人数職場ということでございまして、統合時からできるだけ少人数職場を早期に解消しようという動きでは来ておりましたが、丁寧な住民説明も必要だということでまだ解消に至っておりませんでした。その背景があって、今回の事件も残念ながら起きたという部分も否めないというのは感じておりますし、ただ業務量に関してはやっぱり職員1名程度の業務量であったということでこういう体制にしたものでございますが、昨日の再発防止委員会でもここには御指摘をいただいておりますので、少人数職場というのはやっぱり早期に解消すべきだという御提言もいただいておりますので、その線に沿って今後の対策を練っていきたくて考えております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 職員が給水担当なり2人ですか、支援体制に行っているということでありますけれども、やはりそこにいる職員が、わかっている者がやるのとはいろいろ大変な部分もあると思っておりますけれども、特別問題になったようなこと、そういうことはなかったのでしょうか。断水につながるような、そういうことなどはなかったのでしょうか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 東和事業所につきましては、正職員1人減らして正職員1人と非常勤2人という3人になったわけですがけれども、そのことによって事故が起きるとかという問題ではないというふうに思います。限られた職員数の中で、いわゆる今回の場合は大迫のほうに10カ所の浄水施設と関連の施設がございます。その中で、昨年度まで職員2人と非常勤1人と、3人体制でやってきました。東和事業所は、6つあった浄水場が4つまで減ってきて全部で4人体制を3人にして、その1人を大迫のほうに回したというのが今年度の体制の考えで

ございます。ですから、人数が少なくなったからといって事故が起きるということではなくて、今統合時から携帯電話網を使った施設の監視装置を整備してきておりますので、今年度それがほぼ完成すると思いますので、今まで日中しか監視できていなかった部分も24時間情報がとれるようになりますので、そういう面では管理面では強化されてきているというふうに思います。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 補足いたしますが、現時点の職員がいない状態についてどうかという御質問だと思いますので、現時点では、従来からもそうなのですが、修繕とか漏水がありますと、ここにいる給配水課の職員が実際には出ていかないと、東和事業所の職員であっても管路図とか、そういうようなものは全部こっちにありますので、またタブレットなんかも全部持って、結果的にはこちらから全部行って修繕を行う。また、修繕業者の手配なんかもこちらで行うという体制になっておりましたので、現在職員おりませんけれども、その体制には変わらないということで、また実際には24時間監視体制に、現実に今東和事業所におらないものから、その信号は北上川浄水場に入って、そこは24時間監視体制ができていますので、言うなれば強化になっているという形がとれますので、特に問題は起きていないと思っています。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 再発防止策の関係ですけれども、内部監査体制の部分はどうかというのと、進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 内部監査体制でございますけれども、監査委員を企業長、そして企業長に属する副企業長がサブとなりまして、そしてまた担当課は経営企画課ということで内部監査をするものでありまして、内部監査のやり方はいろいろな問題点をこちらで示し、それに対して該当する課から回答をいただき、その回答に対してどういう原因があったのかといったところを出していただきまして、それを、では改善策はどうするのだというようなことで、それを決めた上で、あとは企業長、それから副企業長で評価をしていただく。その過程の中で再発防止委員会のほうにも諮って、その問題点、それから切り口が適切かどうかということも含めまして、あるいはもっとほかの問題がないのか、こういう視点があるのではないかとということも委員会に付託しまして、その結果を反映させながら最終的には企業長、副企業長の評価をして、そして改善案を仕上げるというような流れになってございます。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 不正事案再発防止委員会でありますけれども、昨日第1回の会議を行ったということで新聞報道で見ましたけれども、次の2回が12月5日ということも発表されておりますが、3月、今年度内に改善計画書を作成するということなようですけれども、何回程度の会議を現在のところ予定している、その後ふえるとか、いろいろあるかと思いますが、現在何回ぐらいの会議を開いてまとめていくという考え方なのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） お答えします。

再発防止委員会については、一応現段階では3回を予定しております、第2回につきましては12月5日と予定しておりますが、その前に内部監査を行い、その結果も含めて第2回の再発防止委員会にかけていくと。そこにまた、今回も御意見かなりいただいたところでございますが、第2回でもその内容について漏れはないか、そのほかの視点がないか、別な方策はないのか、全国的な知見として非常に高い防止策というのはどのようなものがあるのかということまで深く詰めた上で、そこら辺をまとめて第2回である程度かなり突っ込んだ議論をさせていただいて、3回目にはまとめの段階に入るといった形をとりたいと思っております。

○議長（武田 勝君） 以上で、5番若柳良明議員の質問を終結いたします。

日程第6 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（武田 勝君） 日程第6、報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について提案の理由を申し上げます。

これは、同第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものであります。当企業団では資金不足額は無いということを報告するものであります。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 議案第8号 平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（武田 勝君） 日程第7、議案第8号、平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第8号、平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について提案の理由を申し上げます。

1 ページ目の事業報告書でございますが、平成28年度は水道ビジョンに掲げる実施施策の着実な実現に向けて、水安全計画などの計画策定や漏水調査、水道施設適正化事業及び更新事業などの取り組みを進めました。

水道施設適正化事業においては、東和送水ポンプ場整備事業が完了し、北上川浄水場から花巻市東和地区への供給を開始いたしました。これは、水道事業の統合によって市、町の域を超えた水の融通が可能となったことで、同地区への水の安定供給が実現したものであります。

また、経営面においては、健全性の確保や、統合に伴う施設のダウンサイジングにより給水原価を抑制している取り組み等が認められ、平成28年度優良地方公営企業として総務大臣表彰を受賞いたしました。

しかし、平成28年9月には、漏水調査に伴う作業により紫波町で大規模な濁水を発生させ、水道利用者の皆様には多大な御迷惑をおかけいたしました。この再発防止のため、事務処理の適正化及び事故発生時の円滑な対応を目指し、水道事業マネジメントシステム及び危機管理マニュアルの改定に取り組みました。

また、有収率は、81.0%と前年度に比較して1.2ポイント増加したものの、依然として低いレベルにあることから、今後も有収率向上への取り組みを強化していかなければなりません。人口減少に伴う水需要の減少は現実化しており、確実かつ安定した事業運営が求められることから、水道ビジョンに掲げる安全、強靱、持続の基本理念のもと、水道事業運営に取り組んでいく所存であります。

次に、業務の状況であります。給水戸数は8万8,870件で前年度に比較して823件の増、率にして0.9%の増加、給水人口は21万5,258人で前年度に比較して1,449人の減、率にして0.7%の減少となっております。給水区域内人口22万2,351人に対する給水普及率は、前年度と同じ96.8%となっております。また、総配水量のうち給水料金の対象となった水量の割合を示す有

収率は81.0%となり、前年度に比較して1.2ポイントの増となっております。

次に、建設改良工事の状況であります。原水及び浄水施設整備事業として大明神水源更新事業及び小又地区水道施設再編事業の基本設計、和賀川浄水場監視装置増設等の工事を行ったほか、配水及び給水施設整備事業として花巻地内の国道4号線横断管布設工事、水路改修や下水道布設に伴う配水管移設工事等を施工しております。

また、水道広域化促進事業では、統合関連事業としてバイパス管布設工事、東和地区送配水管布設工事及び東和送水ポンプ場の整備、夏油川水管橋耐震補強工事などを施工したほか、経年施設更新事業として老朽化した施設及び老朽管の更新事業を施工しております。

さらに、営業設備費として更新時期を迎えた水質検査機器の更新を行ったほか、業務に必要な機器等の購入を行っております。

次に、漏水対策の状況であります。通常行っている夜間流量監視、このほか路面音聴調査と流量測定調査を行い、328件の漏水箇所を発見し、その修繕に努めたところであります。

次に、経営収支の状況であります。収益的収支は退職手当負担金の移行による特別利益およそ4億7,000万円が減となったことなどにより、事業収益が58億7,891万1,975円となりました。

また、事業費用は、前年度古館浄水場が完成し、減価償却費が増加したことなどにより53億8,851万5,876円となり、その結果4億9,039万6,099円の純利益を計上しております。

資本的収支は、収支差し引き不足額が22億2,966万7,314円となりましたが、これを過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3ページ、(2)でございますが、議会議決事項は議決認定賜りました15件を記載しております。

(3)の行政官庁認可事項から4ページの(5)の料金、その他の供給条件の設定、変更に関する事項までは説明を省略いたしまして、5ページ、2の工事につきましては7ページまで1件、1,000万円以上の建設等の工事55件を記載しております。

以下、8ページの3、業務から11ページの4、会計までに記載しております内容につきましては、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しております。

次に、決算報告書であります。14ページには収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が62億7,378万8,000円で、予算額62億1,167万5,000円に対して6,211万3,000円の増となっております。

支出の第1款水道事業費は、決算額56億5,869万3,052円で、予算額60億4,803万円に対して3億8,933万6,948円の不用額となっております。

詳細につきましては、26ページから32ページまで内容を記載しております。

16ページには、資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款資本的収入は、決算額20億9,909万2,820円で予算額25億8,167万8,000円に対して4億8,258万5,180円の減となっております。

支出の第1款資本的支出は、決算額43億2,876万134円で、予算額49億5,032万3,000円に対して6億2,156万2,866円の不用額となっております。

詳細につきましては、33ページから35ページに内容を記載しております。

次に、19ページの損益計算書であります。経常利益は4億4,986万299円となり、特別利益の4,053万5,800円と合わせまして4億9,039万6,099円の当年度純利益となっております。

次に、20ページの剰余金計算書であります。資本金、剰余金の当年度末残高をそれぞれ記載しております。

次に、剰余金処分計算書であります。当年度末処分利益剰余金4億9,039万6,099円全額を議会の議決による処分とし、減債積立金へ全額積み立てることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるものであります。

22ページからは、貸借対照表、25ページにはキャッシュフロー計算書、36ページ、37ページには固定資産明細書、38ページからは企業債明細書をそれぞれ記載しておりますが、これについては説明を省略させていただきます。

以上、平成28年度の決算の概要について御説明申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定とあわせましてよろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田 勝君） 続きまして、平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は第4、審査の結果までとし、第5、審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（久保田幸喜君） 平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査について報告いたします。

第1、審査の対象。平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算。

第2、審査の期日。平成29年6月30日、7月25日、8月29日及び9月25日。

第3、審査の方法。審査に当たっては、次の点に重点を置き、総合的に審査した。

1、事業の運営が当初の目的に対して計画どおり進んでいるか。

2、審査に付された事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算附属書類（以下決算書類等という。）が証拠書類に基づき、計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令（以下法令という。）に準拠して調製されているか。

3、事業が合理的かつ効率的に運営されているか。

4、会計事務が適法な手続によって処理されているか。

5、予算の執行は、適正に行われているか。

なお、審査は、諸帳簿のほか例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め、実施した。

第4、審査の結果。1、決算書類等は、法令の規定に準拠して調製されているものと認めた。

2、決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。

3、事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示されているものと認めた。

4、予算執行については、おおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、おおむね適正に執行されているものと認めた。

以上であります。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成28年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8 議案第9号 岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第8、議案第9号、岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中

部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第9号、岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、個人情報の定義を変更するほか、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日から施行するものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、岩手中部水道企業団情報公開条例及び岩手中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する 条例

○議長（武田 勝君） 日程第9、議案第10号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第10号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、働きながら育児がしやすい環境を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、平成29年11月1日からとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第10、議案第11号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第11号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、介護時間の休暇制度を創設するに当たり、これに係る給与支給の基準を規定しようとするものであります。

なお、施行日は、平成29年11月1日からとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、岩手中部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（武田 勝君） 日程第11、議案第12号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第12号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

初めに、予算第2条、収益的収入及び支出であります。詳細は8ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、あわせてごらんください。

水道事業費につきまして、既決予定額に4,000万円を増額し、予算額を60億7,266万8,000円にするものであります。

内容といたしましては、漏水箇所の増加等により、水道保守修繕業務委託に不足が見込まれることから、増額するものであります。

次に、予算第3条の債務負担行為であります。当初予算において議決いただきました古館水源導水管更新工事につきまして、河川管理者との協議により施工期間及び施工内容の見直しを行ったことから、期間を平成29年度から平成31年度まで、限度額を5億7,375万円に変更するものであります。

以上、平成29年度補正予算（第1号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採

決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第12、議案第13号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第13号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、職員の官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害事件を受け、当該職員及び監督職員の懲戒処分を行ったことから、職員の任命権者である企業長の報酬についても今年度分を支給しないこととしようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日から施行とするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号、岩手中部水道企業団特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（武田 勝君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第10回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会といたします。

午後 4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長

岩手中部水道企業団議会議員

岩手中部水道企業団議会議員